

成果連動型民間委託契約方式を活用した魅力的な介護予防事業実施業務仕様書

1 業務名称

成果連動型民間委託契約方式を活用した魅力的な介護予防事業実施業務

2 業務目的

高齢化が進む中で、要介護状態となることを防ぐための「介護予防」の取組は、その重要性を増している。静岡市では、第4次静岡市総合計画の5大重点政策のひとつである「子どもの育ちと長寿を支えるまちの推進」を実現するための計画である「静岡市健康長寿・誰もが活躍のまちづくり計画」においても、「介護予防」を施策として位置づけ、推進しているところである。

そこで、本業務は、高齢者を対象に、魅力ある介護予防プログラムを実施することで、介護予防につながる行動変容を促進し、自身で介護予防に取り組むきっかけを作ったり、自身が主体となり、介護予防に取り組んでいない方の参加を得て、介護予防の取組を実施したりするなど、介護予防に取り組む方の増加につなげることを目的として実施するものである。

また、事業実施に当たっては、活動メニューの固定化や無関心層への周知、活動場所の確保、担い手不足等の社会的課題の解決を図り、成果に応じて対価を支払う。なお、民間資金を活用するSIB（ソーシャルインパクトボンド）の手法の考え方を活用することも可能とする。

3 期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

上記期間は、周知媒体作成から介護予防プログラムの実施、参加者評価までを含む期間とする。介護予防プログラムは令和6年9月中に開始するものとする。

4 履行場所

静岡市内

5 事業対象者

静岡市内在住で、事業参加年度末において65歳以上となる高齢者のうち、主に要介護認定を受けていない方。特に、普段、介護予防の取組を行っていない、または介護予防の取組に無関心な方が望ましい。

6 業務内容

(1) 魅力的な介護予防プログラムの企画・広報

高齢者が主体的に参加できる魅力的な介護予防プログラム（継続プログラム及び啓発プログラム）を企画し、広報を行う。

①継続プログラム：月1回以上の頻度で連続3か月以上の継続参加となるプログラム

②啓発プログラム：月1回以上の頻度で連続3か月未満の参加となる単発的なプログラム

なお、静岡市は、静岡市が管理する媒体（広報紙、ホームページ及びライン）での情報発信や、チラシなどの配架物がある場合は、静岡市が所管する公共施設で配架を行う。

(2) 参加者の募集・受付

参加者の募集及び受付を行う。

(3) 介護予防プログラムの実施

高齢者が主体的に参加でき、介護予防に効果のある魅力的なプログラムの実施、情報提供、介護予防の取組の技術指導などを行う。介護予防の啓発はプログラムにおいて必ず行うものとする。

本事業への参加をきっかけにして、介護予防の取組を行っていなかった高齢者に行動変容が起こり、セルフマネジメント（介護予防における自己管理）や社会参加活動での介護予防の実施など継続した取組が行えるように支援する。

また、事業期間終了後、高齢者の社会参加回数の増加など介護予防の取組の普及に向けて、介護予防プログラムが、継続・発展し、ビジネスモデルとなるような仕組み作りや工夫を行うこと。

事業に必要な資料、備品、消耗品等は受託者が用意すること。ただし、資料の内容については、静岡市の求めに応じること。

なお、受益者負担として、実費相当の金額を徴収することも可能とする。その場合は、事前に静岡市へ相談し、静岡市の指示に従うこと。

① 実施頻度、実施期間

介護予防への効果及び継続的な行動に結び付けるために、下記の事例を参考に必要な頻度及び回数、期間を考慮したものとする。

【事例】S型デイサービス事業

概要：家に閉じこもりがちな高齢者を対象として、地域の自治会館、公民館等で、各地区社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティアによって運営している、介護予防を目的としたミニデイサービスを支援。

頻度・回数：月2回程度

なお、天候や交通事情等により、やむを得ずプログラムが実施できなかった場合でも、事業実施期間内で日程変更を行うこと。

② 実施場所

実施場所は、静岡市内の高齢者が参加しやすい場所とすること。なお、複数箇所を実施すること。

③ 基本情報の収集

プログラム開始前あるいは開始時に、参加者に関する下記基本情報を収集すること。氏名、住所、連絡先、年齢、要支援・要介護認定の有無及び要支援・要介護度、介護予防施策の立案と効果評価を目的にデータを活用することの同意、手書きの署名

④ 参加受付表の作成

参加受付表として、氏名、年齢、住所を参加者の自筆で作成し、静岡市へ提出すること。（これを参加者数の根拠資料とする。）

電子媒体で受付を行った場合は、氏名、年齢、住所を提出するのみでよい。その他の

方法で受付を行う場合は、静岡市に相談の上、静岡市の指示に従うものとする。

(4) 参加者数のカウント

実施する介護予防プログラムの参加者の実人数をカウントする。

なお、カウントについては、下記に留意すること。

- ① 継続プログラムの参加者は、参加回数に関わらず1名でカウントする。複数クール参加した場合も同様に1名とカウントする。
- ② 分野の異なる複数のプログラムに同一人物が参加した場合は、それぞれでカウントすることができる（同一人物が、運動教室と音楽のコミュニティに参加した場合は、2名でカウント）。重複カウントの可否については静岡市の指示に従うものとする。
- ③ カウント基準日は下記のとおり。
 - ア 令和7年3月31日
 - イ 令和8年3月31日
 - ウ 令和8年11月30日
 - エ 令和9年3月31日

(5) アンケートの実施

静岡市が指定する下記項目について、1年目に事業参加し始めた参加者には、ア～エのすべての調査を行い、2年目・3年目に事業参加し始めた参加者には、下記ア・イの調査を実施するものとする。アンケートの具体的な内容は、静岡市が指定する。

- ① アンケート時期
 - ア 個人が介護予防プログラムに参加した時点
 - イ プログラムが終了した時点
 - ウ 本事業の開始から1年後（令和7年10月）
 - エ 本事業の開始から2年後（令和8年10月）
- ② アンケート収集方法
特に指定しない。高齢者が回答しやすいものとする。
- ③ アンケート項目
 - ア 個人が介護予防プログラムに参加した時点
 - ・社会参加の状況
 - ・主観的健康感
 - ・要支援・要介護リスク評価尺度
 - ・うつ評価尺度
 - ・歩行時間
 - イ プログラムが終了した時点、本事業の開始から1年後及び2年後
 - ・本事業及び関連する活動への継続参加状況
 - ・社会参加の状況
 - ・主観的健康感
 - ・要支援・要介護リスク評価尺度
 - ・うつ評価尺度
 - ・歩行時間

④ アンケートの入力

アンケート結果のデータは、静岡市が指定するフォーマットへ入力すること。

また、参加者が記入した原本も静岡市へ提出すること。なお、ウェブアンケート等の電子媒体を利用した回答の場合は、原本の提出の必要はないが、静岡市へ事前に相談を行い、静岡市の下承を得ること。

(6) 月例報告

毎月の実施状況を静岡市へ書面をもって報告すること。報告内容は、介護予防プログラムの名称、参加人数、事業開催中の事故の有無等とする。その他、静岡市からの要請があった場合は、参加者のモニタリングを行い、状況を報告すること。

(7) 定期連絡会

おおむね3ヶ月に1回、事業に関する情報交換を行うため、静岡市と定期連絡会を開催し、事業運営に関して改善を要する際には、順次取組内容に反映すること。その他、必要に応じて、連絡会を開催し、情報共有を密に行うこと。

(8) 業務報告書の作成

下記3回において、実施した介護予防プログラムと参加者総数等を業務報告書にとりまとめ、静岡市へ報告すること。報告書は紙媒体及び電子データで納品すること。

初期：令和7年3月31日、中間：令和8年3月31日、最終：令和9年3月31日

(9) 事故防止と緊急時の対応

緊急時の対応マニュアルを整備しておく。また、事業実施中の参加者の事故防止に努める。参加者の体調に急変が起こった際には、速やかに適切な処置を行うとともに、直ちに静岡市に報告のうえ、対応を協議する。

なお、実施事業において参加者に傷害が生じた場合や、実施施設及び設備に損害が生じた場合等の不測の事故に対処するため、受託者が損害保険に加入すること。

7 成果指標及び支払方法

成果指標の評価は、静岡市及び静岡市が委託する評価機関で実施する。

(1) 成果指標

下記3つの指標を本事業の成果指標とし、受託者が提出する業務報告書に基づき評価する。各人数の定義は以下のとおりとする。

① 月1回連続3か月以上の継続参加者数

継続プログラム（月1回以上の頻度で連続3か月以上の継続参加となるプログラム）及び同等の頻度で事業参加者により創設される通いの場に参加した高齢者の実人数をカウントする。

② 月1回連続3か月未満の啓発参加者数

啓発プログラム（月1回以上の頻度で連続3か月未満の参加となる単発的なプログラム）及び同等の頻度で事業参加者により創設される通いの場に参加した高齢者の実人数、並びに、継続プログラムの参加が3か月未満となった高齢者の実人数をカウントする。

③ 推計要介護状態進行遅延人数

事業実施期間中の参加者のうち、要介護状態進行の遅延が推測された人数をカウントす

る。要介護状態進行の推計進行遅延者とは、6（5）に記載のアンケートにおいて、要支援・要介護リスク評価尺度による調査結果が維持以上で、かつ社会参加の状況に該当する項目の結果が維持以上、または主観的健康感が維持以上の方とする。評価時期は、令和8年11月30日。

(2) 成果指標目標値及び支払い基準

最低保証額に加え、下表の成果指標から決定される金額を支払金額とする。

① 委託料総額

上限：45,000,000円（税込）／3年

内訳 最低保証額：全委託料の40%（上限18,000,000円）

成果報酬額：全委託料の60%（上限27,000,000円）

② 成果指標及び成果報酬額

ア 月1回連続3か月以上の継続参加者数 上限500人／年

イ 月1回連続3か月未満の啓発参加者数 上限900人／年

ウ 推計要介護状態進行遅延人数 上限1,125人／3年

(一人当たりの成果報酬額)

		1年目	2年目	3年目
ア	1年目から参加の500人	3,900円	6,500円	7,500円
	2年目から参加の500人	—	5,170円	6,700円
	3年目から参加の500人	—	—	5,240円
イ	各年900人	2,300円	2,450円	2,600円
ウ	3年目1,125人	—	—	2,560円

(3) 支払方法

静岡市は、本事業にかかる支払いを毎年度1回、合計3回に分けて行う。

受託者より6（8）に記載の報告書を受領後、これをもって検査確認を行う。受託者は、静岡市からの成果指標の評価結果に係る通知を受領後、請求書を静岡市に提出する。静岡市は、受託者からの請求書を受領後、受領日から30日以内に、受領した請求書にかかる金額を支払う。なお、受託者は、静岡市による成果指標の評価に必要な資料の提供その他について協力すること。

8 その他の事項

(1) 個人情報の保護及びプライバシーの保護

本業務を実施するに当たり、個人情報を適切に管理し、個人情報の保護及びプライバシーの保護に努めること。

(2) 倫理的配慮

参加者が心身の負担、苦痛や不利益を受けない配慮を行うよう、参加者への説明は丁寧に行い、参加に際しての同意の手続きを適切に行うこと。参加に当たっては、本人の体調や意思を尊重し、強要しない。更に、何らかの助けを求める意思の表明があった場合、過度な負担になりすぎない範囲で必要な便宜を図ること。

(3) 人員体制、組織体制等

この仕様書に基づく事業の実施に当たり、適正な履行が実施できるよう事業責任者、スタッフなどの人員体制、組織体制等を整えること。

(4) 連絡体制

この仕様書に基づく事業の実施に当たっては、静岡市と十分に協議の上、指示に従うこと。
また、事務連絡等の連絡方法及び緊急時における連絡・処置等に対応できる体制を講じること。

9 暴力団等の排除について

(1) 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- ア 受託者は、静岡市暴力団排除条例に基づく入札参加除外を受けた者又は同条例に基づく契約の解除要件に該当する者を、再委託先並びに受託者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- イ これらの事実が確認された場合、静岡市は受託者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

(2) 再委託契約等の締結について

受託者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には静岡市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

(3) 誓約書の提出について

- ア 受託者は、静岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。
- イ 受託者は、再委託先等がある場合には、これらの者から静岡市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、静岡市へ提出しなければならない。
- ウ 受託者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

(4) 不当介入に対する措置

- ア 受託者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに静岡市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- イ 受託者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに静岡市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- ウ 静岡市は、受託者が静岡市に対し、ア及びイに定める報告をしなかったときは、静岡市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- エ 静岡市は、受託者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受託者がアに定める報告及び届け出又はイに定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。